

審議会等の議事の要旨（要点）

（基本情報）

会議名称	第 14 期 第 8 回男女平等参画推進審議会
開催日時	平成 30 年 10 月 25 日（木曜日） 午後 7 時 00 分～午後 9 時 00 分
開催場所	女性総合センター 第 2 学習室
次第	1. 開会 2. 議題 立川市第 6 次男女平等参画推進計画実施状況報告（平成 29 年度年次報告）について 3. 閉会
配布資料	1. 第 14 期第 7 回審議会の議事の要旨（要点） 2. 他自治体の計画の体系図【参考】 3. 暴力予防・人権教育啓発チラシ
出席者	[委員] 会長加藤恵津子、佐藤良子、酒井美恵子、鳥生尚美、河西陽子、坂本澄子、矢野美智子、片野勸、富永静枝、山田廣幸 [事務局] 岡田幸子（男女平等参画課長）、横田昌彦（男女平等参画係長）、荒井純子、齊藤悦子（男女平等参画係）
公開及び非公開	公開
傍聴者数	0 人
会議結果	1. 配布資料について事務局より説明 ・暴力予防・人権教育啓発チラシは、デート DV や AV 出演強要等についての注意喚起や相談先を記載したもので、登録団体の協力で 3 月に作成した。出前講座や市内中学 3 年生に配布済。 ・他自治体の計画の体系図は、第 7 次計画策定についての意見を伺うための参考資料。目を通していただき、次回も持参してほしい。 2. 立川市第 6 次男女平等参画推進計画実施状況報告（平成 29 年度年次報告）について グループ討議 (1)A グループ（テーマ 1、テーマ 4、テーマ 5） 前回の質問事項について説明を行った。 ＜協働推進課 43＞外国人相談事業の相談者数のうち DV 相談の人数と婦人相談員に繋げた件数。28 年度相談者数 48 人から 29 年度 27 人に減った理由。 【回答】DV 相談者はいなかったため、婦人相談員に繋ぐこともなかった。相談者の減少理由は不明。

年次報告をもとに討議を行った。

テーマ4 配偶者等からの暴力の防止

(3)被害者の自立支援

<男女平等参画課 46>

- ・シェルター1か所に対し補助金4万円なのか？

→シェルター連絡会にまとめて補助しているので内訳は不明。

- ・緊急一時保護施設の充実を都に要望とあるが、具体的な内容は？

→施設が複数あって保護しやすい状況にしてほしいということ。

民間シェルターは、スタッフ不足や資金不足で縮小傾向にある。

- ・学生ボランティアを簡単に依頼できる内容ではなく難しい。

<男女平等参画課 47>

- ・関係機関に繋げるのはどういう場合か？

→保護が必要な場合や証明書の発行が必要な場合など。

<生活福祉課 47>

- ・相談・支援件数が210から177件に減少している。

→警察の早期介入のためではないか。他自治体でも同様の傾向。

<男女平等参画課 48>

- ・研修参加人数が激増している。

→マイナポータル開始に伴い、意識が高まったためではないか。

<市民課 48>

- ・規則の名称から「児童虐待等」がなくなったのに、対象数が増えたのはなぜか。

→マイナポータル運用開始が関係しているのではないか。

<男女平等参画課 49>

- ・昨年より解決件数の割合が減っている。

- ・男女平等参画課47の関係機関に繋がった件数20件は、解決した件数22件に含まれるのか？

→具体的な相談内容はわからない。

<生活福祉課 49>

- ・事業活動の記載が「DV等から避難」から「暴力から避難」に変わったのは意味があるか？

→次回までに確認。

- ・面接訪問回数が増え、自立世帯も増加した。きめ細かい支援ができていて素晴らしい。

<男女平等参画課 50>

- ・活動内容とは？

→市民向けにDV被害に遭っている人に何ができるかを知ってもらう講座「女性のための癒しのヨガとトーク」を企画・運営してもらった。その他、団体自体の活動に11回会場を提供した。

<生活福祉課 51>

- ・ 婦人相談員は女性相談員に変えられないのか？
→ 売春防止法の法律用語のため変えられない。

<生活安全課 51>

- ・ 性犯罪被害に特化して何かプロモーションしているか？
→ 次回までに確認。
- ・ 過去の被害で刑法の範囲を超えても、臨床心理士に繋ぐなどの支援があるといい。

<生活福祉課 52>

- ・ 精神的ケアは子どもへのカウンセリングもしているか。面前 DV の子どものケアは必要なので、していなければ行ってほしい。

<子育て推進課 52>

- ・ 前年同様全て斜線で数字が入っていない。
→ ひとり親家庭の枠組みの中で支援しているため、DV 被害者かどうかは確認していないため。

<男女平等参画課 53>

- ・ 参加人数、修了者、就職者数も増えて良かった。
- ・ 講座の中で仕事を紹介してくれるか？
→ 講座の中ではしないが、継続してハローワークで相談できる。
- ・ 自分が何をしたいか、異業種交流等で色々な話を聞く場があるといい。成功者に失敗談も聞けると学ぶことが多いのでは。

<子ども家庭支援センター55>

- ・ 18歳未満の子どもが対象なので、18歳以上の大学生は支援から外れてしまう。対応が難しい世代がいる。

<学務課 56>

- ・ 逃げてきた児童・生徒に就学率 100%で就学の機会を確保するのは必要である。

<保育課 56>

- ・ 関係機関からの通報で保育が必要な子を入園させることは大事である。

テーマ 5 あらゆる分野での男女平等参画の推進

(1) 女性の参画促進

<男女平等参画課 57>

- ・ 審議会等における女性比率は 0.7 ポイント増だが、同じ人が兼任している場合もあるので、多くの人に参加してもらう視点が必要。

<男女平等参画課 58>

- ・ 公務員は女性が働きやすいと言われているが、女性管理職が少ない。苦労した点を掘り起こし、新しくなる人を助ける制度が必要。

(2)B グループ (テーマ 2、テーマ 3)

テーマ 3 雇用の場における男女平等参画

(1) 女性のチャレンジ支援

<男女平等参画課 27>

- ・参加人数（のべ）が昨年より増えていること、喜ばしいことである。
- ・就職者比率も増えていることは良いと思われる。
- ・0歳児保育が出来ず、就業したいのに働けないという状況がある。
→立川市は保育園を増やしているが0歳児は対象外となっている。

<産業観光課 29>

- ・相談者にとっては専門家が来ることはありがたい。
- ・地域活性化推進委員が無料奉仕では、制度として長く続けていくうえでは、少し検討した方が良いと思われる。
- ・事業の安定性を考えて、委員への金銭面サポートが必要ではないかと思う。

(3) 多様な働き方への支援

<産業観光課 36、障害福祉課 36>

- ・成果実績は素晴らしいが、男女平等参画推進としてのつながりが分からないので、少なくとも成果指標についての男女比が明記されるべきではないか。

→担当課へ伝え、次回の課題とする。

<障害福祉課 36>

平成 30 年 4 月から障害者の雇用が義務化されるとのことであるが、どの程度増えたか知りたい。

→担当課に確認し、半年分調べて報告する。

その他：ワークライフバランスと男女平等参画推進について

- ・ワークライフバランスについては、雇用の場（事業所）のアンケート調査を行うことで、市内の企業の状況を把握することができ、男女平等参画の意識の底上げになる。
- ・調査内容例としては、従業員の男女比、男女の賃金格差、男女育児休業の取得率など。
- ・企業の実態を把握しないと対策が考えられないと思う。立川市としては、各事業所の内容を良く知ることが大切である。
- ・原点に戻って調査を行い、現状を把握したなかで議論したい。
- ・事業所規模ごと、業種ごとなどに分けて、推進計画期間の内、数

年に分けて調査を行うことで、一度に全市内事業所調査を行うことの負担は減ると思われる。

- ・改めて調査をしないと数字がでない企業も多々あると考えれるが、調査を実施し、実態状況を把握した結果、見直しが行われるのではないかと。啓発につながると思われる。
- ・企業が表彰されるような雇用の体系を立川市が作っていくのもよいと思う。
- ・応募する企業は、基本的に意識が高い。意識の低い企業に対しての呼びかけをどうするか課題である。
- ・企業にアンケート調査を行うことで、実態を把握でき、認定する事業所としては遠い部分に対しての指導啓発を行うことができると思う。
- ・過去のアンケートは手間のかかるものであった。今後はもっと回答しやすいものにするとうい。
- ・女性が働き続けることのネックは、妊娠出産。キャリアにとっての大きな差が出てしまう、ワークライフバランスだけでない、この部分に関する調査を行ってほしい。
- ・女性がフルタイムでない場合の選択肢が非正規雇用になると、急に不安定雇用になり、長期的にみると年金その他の社会保障の問題にも影響する。
- ・パート（非正規雇用）になったあとに、戻りたくなかった時に正雇用にもどれない状況がある。
- ・男性が育児休暇を取りやすくしてほしい。
- ・立川市内の男女賃金格差がわかるとよい。
- ・退職後の男女平等、高齢者の男女平等雇用についても考えて欲しい。

その他：多様な働き方への支援について

- ・仕事を見つけるためには、情報の提供が必要であり、市ができることである。
- ・自分が働きたいと思った時に、高齢者・退職者であっても、働けるうちには、働ける場所及びその情報の提供が必要であり、多様な働き方の支援として考えていく必要がある。
- ・正社員ではなく非正規雇用を選んで働いた場合、男女格差が生じないためには、どんな働き方があるのか、多様性があるのか。
- ・本来は、雇用する側が正社員のなかでいかに多様に働けるかという選択肢を増やしてもらわないと、今ある状況の中の選択肢では変わらない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な働き方を男女平等に繋げていくことは並大抵のことではない。 ・ 立川市として、大きな旗振りをしていけると素敵だなと思う。 → 多様な働き方への支援については、また次回女性活躍推進で討議を行いたい。 <p>次回は 11 月 27 日（火）女性総合センター第 2 学習室にて開催</p>
担当	<p>総合政策部男女平等参画課男女平等参画係 電話 042-528-6801</p>